平成２９年（フ）第７９１号
仙台市青葉区小田原６丁目３番20―503号
破産者　寺嶋　正吉
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第８１８号
仙台市宮城野区福住町８番地の４　セレンシティ福住303
破産者　三浦亜由美
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第３０号
秋田県大仙市上鶯野字小沢田９番地
破産者　澤田　和広
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２９年（フ）第３９号
秋田県大仙市四ツ屋字**棆**田22番地
破産者　竹内　　勉
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２９年（フ）第４０号
秋田県大仙市四ツ屋字**棆**田22番地
破産者　竹内　　博
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２９年（フ）第７６号
群馬県太田市内ケ島町609番地８、前住所群馬県太田市植木野町733番地５
破産者　大沢世志明
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２９年（フ）第４３６号
川崎市高津区千年874番地１　アローズ302、前住所川崎市高津区千年979番地　若草荘102
破産者　高田　正裕
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第５５３号
川崎市多摩区登戸177番地１　デザフィーオ402
破産者　鈴木　泰司
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第５５４号
横浜市戸塚区平戸２丁目23番９号
破産者　鈴木寿美枝
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第８号
新潟県三条市曲谷662番地
破産者　五十嵐　宏
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所三条支部

平成２９年（フ）第５３号
新潟県三条市塚野目３丁目２番18―６号　大宮ハウス・ヘ号
破産者　皆木　博美
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所三条支部

平成２９年（フ）第２８号
富山市石坂新27番地２　サクラハウス桜谷１号棟203号、開始決定時の住所富山市下大久保1907番地12
破産者　坂田接骨院こと　坂田　　剛
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３９０号
静岡県磐田市松本151番地23、前住所静岡県磐田市豊岡1702番地５
破産者　白井　稔宏
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第１８２４号
静岡県駿東郡清水町徳倉2383番地の５　リヴィエールヤサキ202、従前の住所名古屋市西区城西１丁目５番11号　名城マンション302号
破産者　浜焼太郎伏見店こと　甲斐　　聡
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４８２号
名古屋市千種区南明町１丁目55番地　グランドメゾン南明201号
破産者　宮原　由布
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第８２１号
愛知県津島市愛宕町２丁目６番地　アネトス愛宕１Ｂ
破産者　十一屋珈琲こと　後藤　芳久
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１１６８号
愛知県半田市天神町88番地の１　コスモタウン105号、従前の住所愛知県半田市港町２丁目17番地の２
破産者　福岡アジナルドこと　ＢＥＺＥＲＲＡ　ＡＤＮＡＬＤＯ　ＢＥＲＮＡＲＤＯ
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１４０６号
名古屋市北区中切町１丁目79番地　宝マンションググランスクエア中切アネックス606号
破産者　古井　大智
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部